

佐那河内村風しん予防接種費用助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、風しんウイルスによる風しんを予防するとともに先天性風しん症候群を予防し、住民の健康の保持増進を図ることを目的として、風しんに対する免疫をもっていないと思われる者に対して、風しんの予防接種（以下「予防接種」という。）の実施に要する費用の一部を助成することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は佐那河内村に住所を有し、風しん抗体検査のH I 検査において抗体価が16倍以下の者又はE A I 検査において抗体価が8.0未満の者で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 昭和37年4月2日から平成2年4月1日生までに生まれた男性
- (2) 妊娠を希望する又は妊娠する可能性の高い女性
- (3) (2)に該当する女性の配偶者
- (4) 妊娠している女性の配偶者

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、日本薬局方乾燥弱毒生風しんワクチンを接種した場合は3,000円、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを接種した場合は5,000円とする。ただし、接種費用が助成金額に満たないときは、接種費用の額を限度とする。

(交付申請)

第4条 助成を受けようとする者は、風しんワクチン等接種後、速やかに佐那河内村風しん予防接種費用助成金交付申請兼請求書（様式第1号。以下「交付申請兼請求書」という。）に医療機関が発行する領収書等を添えて必要事項を記入し、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第5条 村長は、第4条の交付申請兼請求書を受理し助成を行うことを決定したときは、佐那河内村風しん予防接種費用助成金事業承認決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知し、決定した交付額を指定口座に振り込むものとする。また、助成を行わないことを決定したときは佐那河内村風しん予防接種費用助成事業不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(返還請求)

第6条 村長は虚偽の請求その他不正の行為により、前条の支払いを受けた者に対し、既に助成した額の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成25年11月1日から適用する。
2. この要綱は、平成30年11月1日から適用する。
3. この要綱は、平成31年4月1日から適用する。